

議案第 13 号

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、地域密着型サービスに地域  
密着型通所介護が加わることから、必要な事項について定めるため、君津市指定地域密着  
型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条  
例第 7 号）の一部を改正しようとするものである。

## 君津市条例第 号

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成25年君津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

### (3) 地域密着型通所介護

第14条を第16条とする。

第13条中「第17条の10」を「第17条の12」に改め、「(平成24年千葉県条例第68号)」を削り、「第8条」を「第10条」に改め、同条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改め、同条を第13条とする。

第10条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「第13条」を「第15条」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

### (指定地域密着型通所介護の基本方針)

第7条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(次条において「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

### (指定療養通所介護の基本方針)

第8条 指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、規則で定める療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。次項において同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定（「第17条の10」を「第17条の12」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定地域密着型サービスの種類)</p> <p>第4条 指定地域密着型サービスの種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p><u>(3) 地域密着型通所介護</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(指定地域密着型通所介護の基本方針)</u></p> <p>第7条 <u>指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（次条において「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><u>(指定療養通所介護の基本方針)</u></p> <p>第8条 <u>指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、規則で</u></p>	<p>(指定地域密着型サービスの種類)</p> <p>第4条 指定地域密着型サービスの種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p>

定める療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。次項において同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

（指定認知症対応型通所介護の基本方針）

第9条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下この条及び第11条において同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（指定認知症対応型通所介護の基本方針）

第7条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下この条及び第9条において同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の基本方針)

**第10条** 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(第15条において「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の基本方針)

**第11条** 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)

**第12条** 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下この条において「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第21項に規定する計画をいう。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施

(指定小規模多機能型居宅介護の基本方針)

**第8条** 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(第13条において「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の基本方針)

**第9条** 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)

**第10条** 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下この条において「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第20項に規定する計画をいう。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施

設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

## 2 省略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第13条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(次項において「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下この条及び次条第1項において「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。次条第1項において同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

## 2～3 省略

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針)

## 第14条 省略

(指定複合型サービスの基本方針)

第15条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第64条に規定する指定居

設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

## 2 省略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第11条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(次項において「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下この条及び次条第1項において「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。次条第1項において同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

## 2～3 省略

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針)

## 第12条 省略

(指定複合型サービスの基本方針)

第13条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)第64条に規定する指定居

宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第10条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(委任)

第16条 省略

宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第8条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(委任)

第14条 省略